

第三号議案

宿日直手当の額を定める規則の一部改正について

宿日直手当の額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十五日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

宿日直手当の額を定める規則の一部を改正する規則

宿日直手当の額を定める規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四千二百円」を「四千四百円」に、「二千円」を「二千二百円」に改める。

第二条第一項中「七千二百円」を「七千四百円」に、「三千六百円」を「三千七百円」に改め、同条第二項中「五千九百円」を「六千円」に、「二千九百五十円」を「三千五百円」に改め、同条第三項中「七千二百円」を「七千四百円」に、「三千六百円」を「三千七百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日（平成三十年十二月二十五日）から施行し、改正後の宿日直手当の額を定める規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

提案理由

職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）の一部改正に伴い、宿日直手当の額を改定したいので提案する。

宿日直手当の額を定める規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（通常の宿日直勤務の額）</p> <p>第一条 職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）第二十条に規定する宿日直手当の額は、勤務一回につき四千四百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の日直については、二千二百円とする。</p> <p>（特殊な宿日直勤務等の額）</p> <p>第二条 前条の規定にかかわらず、人事委員会が定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき七千四百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の日直については、三千七百円とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき六千円とする。ただし、第一号及び第三号に掲げる宿日直勤務のうち、勤務時間が五時間未満の日直については、三千五十円とする。</p> <p>一 三略</p> <p>3 前条及び前二項の規定にかかわらず、十二月二十九日から翌年の一月三日までの期間における宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき七千四百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の日直については、三千七百円とする。</p>	<p>（通常の宿日直勤務の額）</p> <p>第一条 職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）第二十条に規定する宿日直手当の額は、勤務一回につき四千二百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の日直については、二千二百円とする。</p> <p>（特殊な宿日直勤務等の額）</p> <p>第二条 前条の規定にかかわらず、人事委員会が定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき七千二百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の日直については、三千六百円とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき五千九百円とする。ただし、第一号及び第三号に掲げる宿日直勤務のうち、勤務時間が五時間未満の日直については、二千九百五十円とする。</p> <p>一 三略</p> <p>3 前条及び前二項の規定にかかわらず、十二月二十九日から翌年の一月三日までの期間における宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき七千二百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の日直については、三千六百円とする。</p>

宿日直手当の額を定める規則の一部改正の概要

1 改正理由

職員の給与に関する条例の一部改正により宿日直手当の上限額が国に準じて改正されたことに伴い、教育委員会規則で定めることとされている宿日直手当の額を増額するもの

2 改正内容

宿日直業務にかかる宿日直手当額の改正

区 分	現 行	改正後	備 考
第1条関係	4,200円 (2,100円)	4,400円 (2,200円)	通常の宿日直勤務
第2条 第1項関係	7,200円 (3,600円)	7,400円 (3,700円)	特殊な宿日直勤務
第2条 第2項関係	5,900円 (2,950円)	6,100円 (3,050円)	特定公署の 宿日直勤務
第2条 第3項関係	7,200円 (3,600円)	7,400円 (3,700円)	12月29日～1月3日 の宿日直勤務

※（ ）内は5時間未満の日直業務にかかる手当額

3 施行期日等

公布の日（平成30年12月25日）から施行し、遡及して平成30年4月1日から適用する。

※知事部局所管の「宿日直手当の額を定める規則」と同様の改正である。